

団体登録の延期申請についてのお知らせ

団体登録の有効期限をご確認いただき
必要であれば早めの延期申請をお願いいたします。

令和5年1月1日より

有効期限が切れて1年以上団体登録の延期申請が無かった団体様が
施設等をご利用いただくには、改めて団体登録が必要になります。

団体登録の有効期限のご確認と合わせ、
ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 団体登録の延期申請は有効期限の3カ月前から行えます。

パレット柏 所長 稲村光男